

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の100倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が100口の場合、10,000口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の1,000倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が100口の場合、100,000口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

- ・購入時申込手数料 最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例1）口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額 10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000円×100万口÷10,000口×3.3%＝33,000円となり、合計 1,033,000円（税込）お支払いいただくこととなります。

（例2）口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額 10米ドル（1口あたり）で1万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10米ドル×1万口÷1口×3.3%＝3,300米ドルとなり、合計 103,300米ドル（税込）お支払いいただくこととなります。

(例3) 金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）

100万円[10万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円[10万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円[10万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目12番32号
- ・ 設立 1999年5月
- ・ 資本金 13,195,101,821円※
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・一部IP電話）
ログインIDと電話認証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口： お客様ダイヤル

電話番号： 固定電話 0120-846-365（無料）

： 携帯電話・一部IP電話 03-6737-1666（有料）

受付時間： 8時00分～17時00分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住 所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (祝日を除く)

以 上

(2025年8月)

KTM_TOUSHIN_3.0

グローバル・シフト(愛称) DWS 新資源テクノロジー・ファンド

追加型投信/内外/株式



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号
ホームページアドレス
<https://funds.dws.com/ja-jp/>
電話番号 03-6730-1308
(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

本書により行うDWS 新資源テクノロジー・ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月15日に関東財務局長に提出しており、2026年4月16日にその効力が発生しております。

1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

<商品分類及び属性区分>

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|-----------------------|------|------------------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 株式 | その他資産 (投資信託証券(株式)) | 年4回 | グローバル (日本を含む) | ファミリー ファンド | なし |

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照下さい。

<委託会社の情報>

| | |
|--------------------|------------------------|
| 委託会社名 | ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1985年7月8日 |
| 資本金 | 3,078百万円(2025年2月末現在) |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 867,811百万円(2025年2月末現在) |

投資信託の基礎知識

(注) 本ページは投資者の皆様へ投資信託の基本をお伝えするためのものであり、当ファンドの投資対象や仕組み等を説明したものではありません。当ファンドの詳細については、目論見書本文をご確認下さい。

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



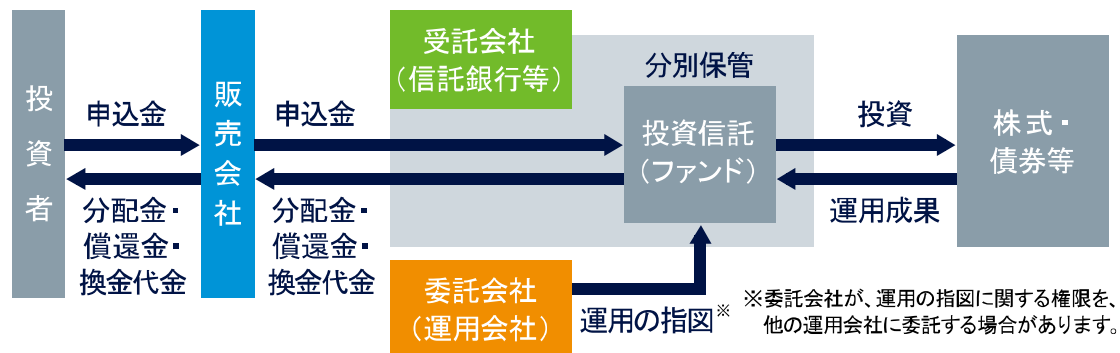
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

(以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。)

1

グローバルな需要のシフト（変化・増大）に対応するため、注目される「3つのテーマ」に関連する事業を有し、成長が見込まれる世界各国の企業の株式を中心に投資を行います。

- 投資対象の選定においては、ファンダメンタルズ分析による財務的な評価に加えて、ESGを主要な要素とします。
- 投資対象銘柄がいずれのテーマに関連するかの判断はDWSインベストメント GmbHの裁量によります。

<3つのテーマ>

1 生活基盤

(注目される企業)

水の供給や処理、輸送・移動手段等の生活インフラに関連する企業

2 食糧

(注目される企業)

生産性を向上させる農業技術等に関連する企業、養殖・食品加工等の企業

3 クリーン・エネルギー

(注目される企業)

地球環境に優しい再生可能エネルギー等に関連する企業、二酸化炭素排出削減技術・省エネルギー等に関連する企業

2

マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWS インベストメント GmbH に委託します。

■ DWS インベストメント GmbH は DWS グループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

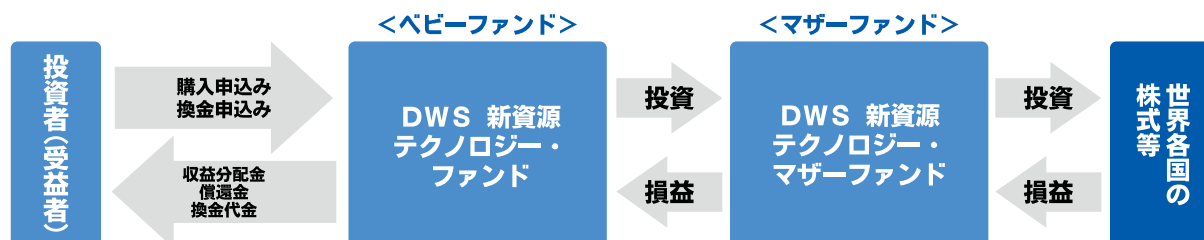
3

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4

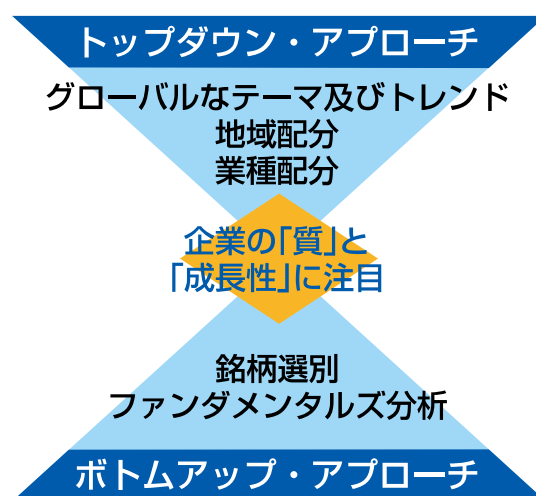
ファミリーファンド方式[※]で運用を行います。

※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



<投資プロセス>

- 企業への取材等を通じて独自の視点で情報を収集・分析し、投資判断を行います。キャッシュフローに基づく利益率に注目し、継続的にバリュエーションをモニターします。
- 個々の銘柄選択においては、企業の質と競争力に着目し、長期的な成長性を重視します。また、長期的な成長性等の観点から、ESG要因を考慮します。
- トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの複合アプローチによりポートフォリオを構築します。
- ポートフォリオの構築にあたっては、DWSが独自に定めたESG投資基準に基づくスクリーニングを適用します。ESGを主要な要素として選定する投資対象への投資額（時価ベース）の純資産総額に対する比率は、80%以上を目標とします。



(注1) 上記投資プロセスはマザーファンドに関するものです。

(注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<主な投資制限>

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

<分配方針>

毎決算時（原則として毎年1月15日、4月15日、7月15日及び10月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

<当ファンドの運用におけるESGに対する考え方>

DWSは当ファンドの運用において、望ましい環境的特性及び社会的特性の獲得に努めます。一貫性と客観性のある基準に基づき、ESG評価を行い、投資対象銘柄の選定に活用します。

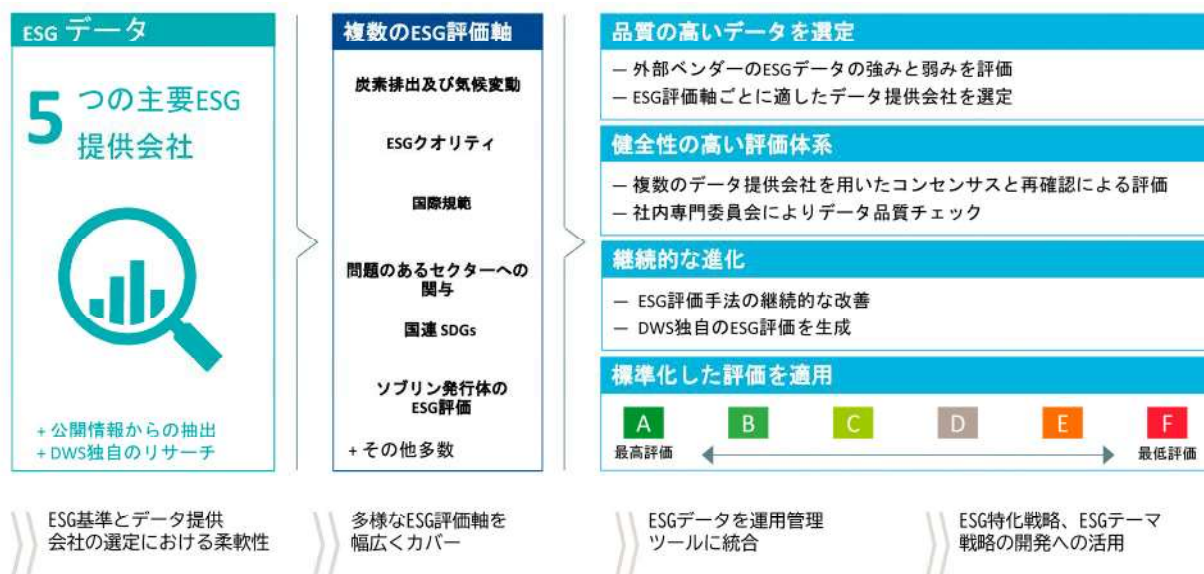
信頼できる複数のESGデータ提供会社のデータを活用

ESGデータ提供会社によって哲学や見方が異なるため、提供されるデータにはばらつきが生じます。そのためDWSでは複数のESGデータ提供会社と契約し、広範かつ精緻なデータを活用します。複数のデータ提供会社から入手したデータや公開情報及び社内評価をもとに、DWS独自の方法に基づく一貫性のある評価を行うため、独自のソフトウェア（DWS ESGエンジン）を運用の各プロセスに活用しています。

独自のソフトウェアを活用した付加価値のあるESG評価の実現

独自のソフトウェア（DWS ESGエンジン）によるESG評価では、多角的な評価項目について、望ましい環境的及び社会的特性の達成度の観点から、銘柄毎にA（最高位）からF（最低位）までの等級を付与します。各評価項目について等級と適格条件が設定され、1つでも不適格の評価項目がある銘柄は、他の評価項目が適格であっても投資対象から除外されます。ただし、投資対象銘柄には、一部のESG評価が付与されていない企業・発行体が含まれることがあります。

<DWS ESGエンジン>



(注) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となる場合があります。

<主なESG評価項目の詳細>

DWS ESGクオリティ評価

DWS ESGクオリティ評価は、民間企業への投資と政府機関への投資について区別されます。民間企業の場合、例えば環境変化への対応、製品の安全性、従業員管理、企業倫理を含む総合的なESG評価に基づいて、同業種のグループ比較を可能にします。民間企業のピアグループは、同じ産業の発行体から構成されます。より評価が高い発行体はより良いスコアを受け、評価が低い発行体はより悪いスコアとなります。評価が最も低い発行体（評価等級が「F」）は、投資対象から除外します。政府機関の場合、環境及び社会的な基準、ならびに政治制度、法の支配といった良好なガバナンス指標を考慮したESG評価を行い、グループ比較を行います。評価が最も低い発行体（評価等級が「F」）は、投資対象から除外します。

DWS 国際規範評価

DWSの規範評価では、例えば、国連グローバル・コンパクトの原則や国際労働機関の基準の枠組み、国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業のガイドライン等、一般的に認められた国際的な基準や原則に照らし合わせて、発行体の行動を評価します。規範評価では、例えば、人権侵害、労働者の権利侵害、児童労働、強制労働、環境への悪影響、企業倫理等が含まれますが、これに限りません。規範問題の深刻度が最も高い発行体（評価等級が「F」）やデータ不足により評価が付与されていない発行体は、投資対象から除外します。

問題のある兵器への関与

クラスター爆弾[※]、対人地雷[※]、生物兵器[※]、化学兵器[※]、劣化ウラン兵器、白リンを含む焼夷弾、盲目化レーザー兵器、探知不能破片兵器、核兵器等の製造者及び主要部品の製造者またはその販売に関与しているとして特定される発行体は、投資対象から除外します。また、発行体の株主資本構成も考慮して、投資対象から除外することがあります。（※当該兵器についてデータ不足による未評価の場合は除外に含む）

問題のあるセクターへの関与

特定の事業分野や事業活動が、「問題のあるセクター」とみなされる分野と関連がある場合、その発行体は投資対象から除外します。また、エネルギー生産のために発電所等で使用される石炭（一般炭）に関して、石炭採掘、石炭生産、石炭利用等の拡張計画を持つ発行体は投資対象から除外します。

問題のあるセクターからの売上が総売上に占める割合（売上比率）に基づき、各セクターについて以下の基準値を設定しています。

| セクター | 売上比率 | |
|--|-------|-------|
| | 組入可 | 除外 |
| ガス燃料の探索・採掘・販売・精製 [※] 温室効果ガス排出量が CO ₂ 換算ベースで 100g/kWh を超える発電 [※] | 50%未満 | 50%以上 |
| 石炭（一般炭）の採掘・発電 | 25%未満 | 25%以上 |
| 石油燃料の探索・採掘・販売・精製 [※] | 10%未満 | 10%以上 |
| 防衛装備の製造・販売 民間用武器の製造・販売 パーム油の製造 成人向け娯楽 ギャンブル 原子力発電、ウラン採掘・燃料化 | 5%未満 | 5%以上 |
| 石炭（無煙炭・亜炭）の探索・採掘・販売・ 精製 [※] | 1%未満 | 1%以上 |
| タバコの栽培・製造 [※] 原油・天然ガスの非伝統的手法による採掘 （オイルサンド・オイルシェール・シェール ガス、北極圏での採掘を含む） | 0% | 0%超 |

（※当該セクターについてデータ不足による未評価の場合は除外に含む）

フリーダムハウスの分類

フリーダムハウスは、世界中の政治権利と市民的自由を評価し促進する非政府団体です。政治権利と市民的自由度を点数化し、自由度を Free、Partly Free、Not Free の3つに分類しています。Not Free に分類される国家は投資対象から除外します。

ESG評価の対象ではない資産

当ファンドのすべての資産がESG評価の対象となっているわけではありません。デリバティブについては、原資産の発行体がESG評価の評価手法に準拠している場合のみ考慮されます。また、現金や金融機関への預金は、ESG評価の対象外となります。

(注) 利用するESG評価項目は上記に限るものではありません。また、将来変更される場合があります。

<スチュワードシップ方針>

当ファンドを運用するDWSインベストメント GmbH は、アクティブ・オーナーシップを投資先企業のガバナンス、行動方針、活動の改善と長期的な財務パフォーマンスの向上を後押しする重要な手段と考えています。具体的には、株主としての権利や立場を利用して投資先企業の活動や行動に影響を与えることを目的として、対話（エンゲージメント）、議決権行使、株主総会への出席等を通じて、投資先企業への直接的な関与の機会を積極的に設けます。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関する法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

④信用リスク

株価は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国の株式は、先進国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥主要な要素となるESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク

当ファンドでは、ESGを主要な要素として投資対象を選定しますが、各投資対象について、投資前にESGの様々な課題に対するリスクを把握してバリュエーション評価に勘案できない場合は、株価の下落や取引流動性の低下等を通じて、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。また当ファンドは、参照指数を設定していないため、ポートフォリオが目的とするESG特性を備えているかの比較検証はできません。

その他の留意点

- ・ マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・ 当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

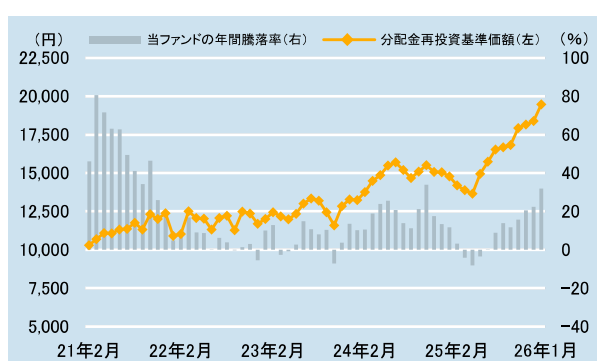
リスクの管理体制

- ・ 委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。
- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

(参考情報)

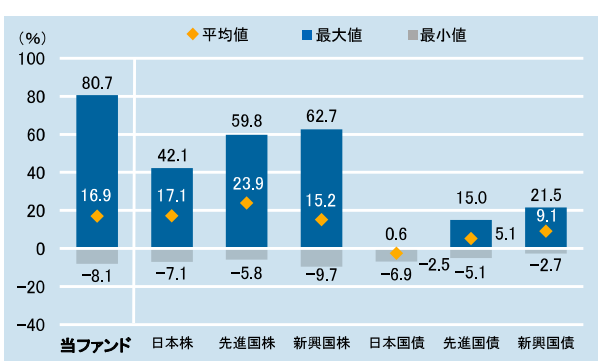
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2021年2月～2026年1月)



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2021年2月～2026年1月)



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3 2021年2月～2026年1月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル（除く日本、円ベース）

新興国債：JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

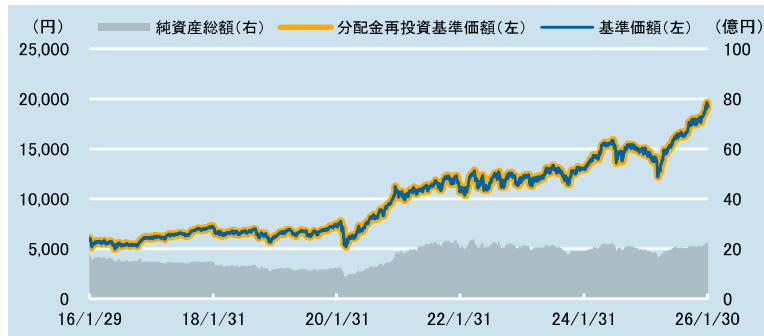
各資産クラスの指数について

- ・ T O P I X（東証株価指数）の指数値及び T O P I Xにかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等 T O P I Xに関するすべての権利・ノウハウ及び T O P I Xにかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、T O P I X の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ M S C I コクサイ・インデックス及び M S C I エマージング・マーケット・インデックスは、M S C I インク（以下「M S C I」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は M S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・ N O M U R A - B P I は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「N F R C」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は N F R C に帰属します。なお、N F R C は N O M U R A - B P I を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・ J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスグローバル（除く日本）及び J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、J P M o r g a n C h a s e & C o. の子会社である J . P . M o r g a n S e c u r i t i e s L L C（以下「J . P . M o r g a n」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J . P . M o r g a n は、インデックス及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J . P . M o r g a n は、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

3 運用実績

基準日：2026年1月30日

基準価額・純資産の推移 (2016/1/29~2026/1/30)



- ※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
 ※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。
 なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。
 ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

分配の推移

| 1万口当たり、税引前 | |
|------------|------|
| 2026年 1月 | 0円 |
| 2025年10月 | 0円 |
| 2025年 7月 | 0円 |
| 2025年 4月 | 0円 |
| 2025年 1月 | 0円 |
| 設定来累計 | 100円 |

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

| | 銘柄 | テーマ | 業種 | 国 | 比率(%) |
|----|-------------------|------------|--------------------|--------|-------|
| 1 | ネクサズ | 生活基盤 | 資本財 | フランス | 4.7 |
| 2 | シーメンス・エナジー | クリーン・エネルギー | 資本財 | ドイツ | 4.4 |
| 3 | エヌベント・エレクトリック | クリーン・エネルギー | 資本財 | アイルランド | 3.8 |
| 4 | ファーガソン・エンタープライゼズ | 生活基盤 | 資本財 | アメリカ | 2.9 |
| 5 | エネル | クリーン・エネルギー | 公益事業 | イタリア | 2.8 |
| 6 | ワッツ・ウォーター・テクノロジーズ | 生活基盤 | 資本財 | アメリカ | 2.7 |
| 7 | TEコネクティビティ | 生活基盤 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | スイス | 2.6 |
| 8 | EDプレノバビス | クリーン・エネルギー | 公益事業 | スペイン | 2.5 |
| 9 | アルカディス | 生活基盤 | 資本財 | オランダ | 2.5 |
| 10 | コンフォート・システムズUSA | クリーン・エネルギー | 資本財 | アメリカ | 2.5 |

マザーファンドにおける
テーマ別構成比

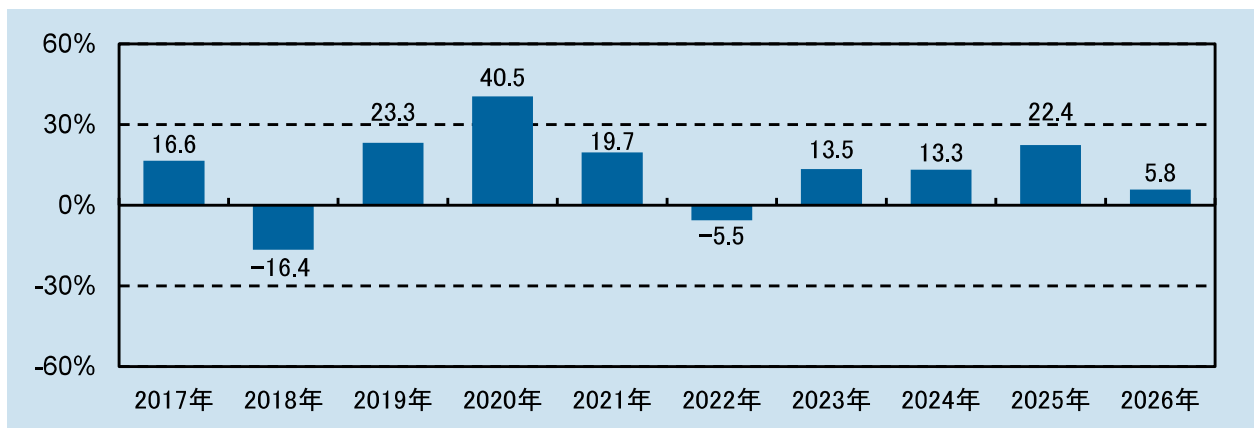
| テーマ | 比率(%) |
|------------|-------|
| 生活基盤 | 44.9 |
| クリーン・エネルギー | 39.2 |
| 食糧 | 15.9 |

マザーファンドにおける
国別構成比

| 国 | 比率(%) |
|--------|-------|
| アメリカ | 37.8 |
| ドイツ | 12.7 |
| アイルランド | 9.9 |
| フランス | 8.7 |
| イギリス | 4.4 |
| その他 | 26.4 |

※ 比率はマザーファンドの株式評価総額に対する比率です。

年間収益率の推移



- ※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。
 ※2 2026年は1月末までの騰落率を表示しております。
 ※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
 (注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 購入代金 | 原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 購入・換金申込受付不可日 | フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日とします。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時30分とします。 ただし、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。 |
| 購入の申込期間 | 2026年4月16日から2026年10月15日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合には、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消することができます。 |
| 信託期間 | 設定日（2007年8月31日）から無期限とします。 |
| 繰上償還 | 受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。 |
| 決算日 | 原則として毎年1月15日、4月15日、7月15日及び10月15日（休業日の場合は翌営業日）とします。 |
| 収益分配 | 年4回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 2兆円とします。 |
| 公 告 | 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 6ヵ月毎（毎年1月及び7月の決算日を基準とします。）及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2026年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

| 投資者が直接的に負担する費用 | |
|---------------------|---|
| 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3% (税抜 3.0%) を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 日々の信託財産の純資産総額に年率 1.848% (税抜 1.68%) を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※マザーファンドの運用の指図を行うDWSインベストメント GmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。 |
| 配分 (税抜) 及び役務の内容 | 委託会社 0.80% 委託した資金の運用等の対価 |
| | 販売会社 0.80% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価 |
| | 受託会社 0.08% 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
| その他の費用・手数料 | 当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用 (ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。 ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 0.10% を上限 とします。 ※信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎年1月及び7月の決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|-----------------------|----------|--|
| 分 配 時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315% |
| 換金 (解約) 時 及び 償 還 時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して 20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2026年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)

ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2025年7月16日～2026年1月15日）における当ファンドの総経費率は以下のとおりです。

| 総経費率（①+②） | ①運用管理費用の比率 | ②その他の費用の比率 |
|-----------|------------|------------|
| 2.08% | 1.85% | 0.23% |

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。